

北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則（平成3年北上市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第15条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の117.5以上100分の19.5以下</u>（給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の141.5以上100分の23.5以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の10.6以上100分の</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第15条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の122.5以上100分の20.5以下</u>（給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の146.5以上100分の24.5以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の11.1以上100分の</u></p>

117.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の127以上  
100分の141.5未満）

(3) 勤務成績が良好な職員 100分の94.5（特定幹部職員に  
あっては、100分の114.5）

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の86以下（特定幹部  
職員にあっては、100分の10.5以下）

2・3 [略]

第15条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職  
員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証  
明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応  
じ、当該各号に定める割合の範囲内において、第1号及び第  
3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第  
2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命  
権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の49.5以上（特定幹部職  
員にあっては、100分の59.5以上）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の46（特定幹部職員にあ  
っては、100分の56）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の44以下（特定幹部  
職員にあっては、100分の54以下）

2 [略]

122.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の132以上  
100分の146.5未満）

(3) 勤務成績が良好な職員 100分の99.5（特定幹部職員に  
あっては、100分の119.5）

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の91以下（特定幹部  
職員にあっては、100分の110以下）

2・3 [略]

第15条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職  
員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証  
明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応  
じ、当該各号に定める割合の範囲内において、第1号及び第  
3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第  
2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命  
権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の52以上（特定幹部職員  
にあっては、100分の62以上）

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の48.5（特定幹部職員に  
あっては、100分の58.5）

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の46.5以下（特定幹  
部職員にあっては、100分の56.5以下）

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。